

刑事訴訟法の再審規定の速やかな改正を求める意見書

罪を犯していないにもかかわらず、犯罪者として法による制裁を受けるえん罪は、えん罪被害者の人生に大きな影響を与えるため、決してあってはならないことである。

そのため、えん罪被害者を救済する制度として、刑事訴訟法に刑事裁判の判決確定後、判決の中で誤って認定された事実の是正を目的とした裁判のやり直しを求める再審が規定されている。近年では、足利事件、布川事件、東京電力女性社員殺害事件、東住吉事件などで再審無罪判決が出ており、さらに本年に入ってから、袴田事件の再審に関する報道が多くなっている。

しかし、現行の刑事訴訟法の再審規定には、再審請求手続きの進め方に関する規定がほとんどなく、裁判所の裁量に委ねられている点が多い。

また、再審請求を行うためには、刑事訴訟法第435条1号から7号までのいずれかの事由に該当する必要があるが、ほとんどの事例が無罪などを言い渡すべき明らかな新証拠を発見した場合（同法第435条6号）を理由としているが、再審請求における証拠開示についての規定が存在しないため、証拠開示の範囲に差が生じかねない。

さらに、再審開始決定となったとしても、検察官の不服申し立てにより、決定が取り消されることで、その後何度も再審請求を行わなければならないなど、審理が長期化する事例があり、えん罪被害者の救済を長引かせている。

よって、国会及び政府においては、えん罪被害者を迅速に救済するため、下記の事項を含む刑事訴訟法の再審規定を速やかに改正するよう強く要望する。

記

- 1 再審請求手続きにおける全面的な証拠開示を制度化すること。
- 2 再審開始決定後、審理を長期化させない措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和5年（2023年）10月31日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣

（提出者）全議員